

福岡県公報

平成30年3月2日
第3971号

目次

告示 (第148号 - 第165号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6

○道路の供用の開始	(農山漁村振興課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	10
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	13
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	13
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	13
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	14
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	14
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	15
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	15
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	16
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	16
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	17
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	17
○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	17
○平成30年度前期技能検定の公示について	(職業能力開発課)	18
○平成30年度技能検定(随時実施)の公示について	(職業能力開発課)	20
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	21
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	21
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	22
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	22

- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……23
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……23
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……24
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……24
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……24

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ……24
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……27
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……27
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……28
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部生活保安課) ……28

再掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課) ……29

告示

福岡県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------	----

田川	県道	猪国豊前榊田停車場線	前	田川郡川崎町大字安真木5652番3先から田川郡川崎町大字安真木7589番1先まで	4.8 ～ 9.0	427.0	うち県道田川桑野線重用延長53.6メートル
			前	田川郡川崎町大字安真木5652番3先から田川郡川崎町大字安真木7589番1先まで	13.8 ～ 36.0	334.0	
			後	田川郡川崎町大字安真木5652番3先から田川郡川崎町大字安真木7589番1先まで	13.8 ～ 36.0	334.0	

福岡県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大和島線	前	柳川市大和町中島886番先から柳川市大和町鷹ノ尾1303番1先まで	12.0 ～ 29.6	272.5
			後	柳川市大和町中島886番先から柳川市大和町鷹ノ尾1303番1先まで	12.0 ～ 29.6	280.6

福岡県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大和城島線	柳川市大和町中島886番先から 柳川市大和町中島893番1先まで

福岡県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山725番1先まで	6.0 ～ 49.4	3,324.7	

久留米	県道	久留米筑紫野線	前	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 66.6	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山725番1先まで	6.0 ～ 47.2	3,324.7	
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル

福岡県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米筑紫野線	久留米市山川野口町13番8先から 久留米市北野町石崎695番3先まで
久留米	久留米筑紫野線	久留米市山川神代二丁目2686番先から 久留米市山川神代二丁目2685番先まで

福岡県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	二 森 石 崎 線	前	久留米市北野町石崎725番1先から 久留米市北野町石崎507番1先まで	9.1 ～ 11.5	231.0
			後	久留米市北野町石崎725番1先から 久留米市北野町石崎507番1先まで	9.2 ～ 43.0	240.0
			後	久留米市北野町石崎725番1先から 久留米市北野町石崎507番1先まで	9.2 ～ 41.0	256.5

福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	二 森 石 崎 線	久留米市北野町石崎725番1先から 久留米市北野町石崎507番1先まで

福岡県告示第155号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安眞木字西ノ谷6427の4（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第156号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市矢部村矢部字惣実3846（次の図に示す部分に限る。）、字浦ノ迫4962の4
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字惣実3846（次の図に示す部分に限る。）、字浦ノ迫4962の4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第157号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市矢部村矢部字臼ノ拂向3740の1、3744の1、字石岡山田4106の20、字二ツ尾中道4109、4111、4113の2、4113の3、字拂ノ迫5060の5、5061の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字臼ノ拂向3740の1・3744の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字石岡山田4106の20、字二ツ尾中道4109、4111、4113の2・4113の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字拂ノ迫5060の5・5061の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

飯塚市筒野字権現谷1の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字権現谷1の5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
飯塚市舎利蔵字谷辺1405、1409の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷辺1405・1409の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第160号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
宮若市上有木字靡3135の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字靡3135の4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第161号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
うきは市浮羽町田籠字日南片2334の3、2337の1、2337の2、2338の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日南片2334の3・2337の1・2337の2・2338の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第162号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
田川郡添田町大字中元寺字田ノ本下ノ平778の24、778の27、778の28
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田ノ本下ノ平778の24・778の27・778の28（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡久山町大字山田1702番18先から 糟屋郡久山町大字山田1699番1先まで

福岡県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪野線 土井線	糟屋郡久山町大字山田1702番7先から 糟屋郡久山町大字山田1702番20先まで

福岡県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚山田線	嘉麻市平1200番1先から 嘉麻市平1179番4先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

- 合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年3月19日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成31年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年4月12日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3102（ダイヤルイン）

（ファクス）092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年3月2日（金曜日）から平成30年4月11日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年4月11日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政4号会議室（地下1階）

(2) 日時

平成30年4月12日（木曜日） 午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,815,140（平成29年5月から平成30年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成30年度の発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額より高いものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,815,140（平成29年5月から平成30年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成30年度の発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities,
Towns and Villages in the Prefecture.
- (2) Time Limit of Tender : 5:00 p.m. on April 11,2018

- (3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3102

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その1（備30）
ロッカー等 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成29年12月27日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社永池 福岡支社
 - 住所
大野城市大池二丁目24番6号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,556,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日

平成29年11月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その2（備31）
ソファ等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
橋本事務機株式会社
 - (2) 住所
久留米市中央区20番32号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
9,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年11月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その3（備32）
事務室備品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社フジモト
 - (2) 住所
北九州市小倉北区西港町61番15号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
10,962,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年11月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その4（備33）
器具庫・倉庫棚等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
有限会社平田紙文具事務機
 - (2) 住所
福岡市中央区清川三丁目31番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
690,768円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年11月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その5（備34）
研修室・行事務用机椅子等一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
有限会社平田紙文具事務機
 - (2) 住所
福岡市中央区清川三丁目31番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
28,900,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年12月12日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その6（備35）
器具庫 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成30年1月23日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社カジワラ商事

(2) 住所
朝倉市甘木187番地2

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
30,477,600円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成29年12月12日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その7（備36）

更衣室等 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成30年1月23日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社フジモト

(2) 住所
北九州市小倉北区西港町61番15号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6,998,400円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成29年12月12日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その8（備38）

風除室等 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成30年1月25日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

- 有限会社サカイ文具店
- (2) 住所
八女市本町532
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
2,516,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年12月15日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の 名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その9 （需107）
消火器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
有限会社平田紙文具事務機
- (2) 住所
福岡市中央区清川三丁目31番1号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
1,274,292円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年12月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮称）一般備品その10（備50）
カーテン・ブラインド等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
キハラーズ株式会社
- (2) 住所
福岡市南区高宮一丁目21番34号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
3,812,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年12月26日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

デジタル印刷機（備出37）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成30年1月31日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

理想科学工業株式会社理想福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大名一丁目8番10号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

102,505,770円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年12月19日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡高等技術専門校什器その2 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成29年12月25日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社永池福岡支社

(2) 住所

大野城市大池二丁目24番6号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

12,052,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年11月10日

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成30年2月8日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	福岡市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課及び関係市役所において縦覧に供する。）

公告

平成30年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）

、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

溶射（防食溶射作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生（以下「訓練生」という。）及び大学、高等学校、専門学校等の在校生（以下「在校生」という。）	11,900円
(イ) 2級又は3級を受検する平成30年4月1日（日曜日）時点で35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)に該当する者を除く。）	8,900円
(ウ) 3級を受検する平成30年4月1日（日曜日）現在で35歳未満の訓練生又は在校生	2,900円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成30年6月5日（火曜日）から同年9月9日（日曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、平成30年5月29日（火曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所

(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	平成30年7月15日 （日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装 (イ) 3級 金属熱処理 (ウ) 単一等級 産業洗浄	平成30年8月19日 （日曜日）	
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び貴金属装身具製作	平成30年8月26日 （日曜日）	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射、枠組壁建築及び路面標示施工	平成30年9月2日 （日曜日）	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取

り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成30年4月4日（水曜日）から同月17日（火曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成30年4月17日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては平成30年8月31日（金曜日）、その他の等級等については平成30年9月28日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

平成30年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。

2 実施職種

随時3級及び基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月31日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月31日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級及び基礎級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 あんくるふじや久留米店

(2) 所在地 久留米市小森野四丁目7番33号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 あんくるふじや久留米店
- (2) 所在地 久留米市小森野四丁目7番33号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年2月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イケア福岡新宮
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目9番地1

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) イケア福岡新宮	イケア福岡新宮
糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内15街区	糟屋郡新宮町中央駅前二丁目9番地1

4 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ミカエル・パルムクイスト 千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階	イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ヘレン・フォン・ライス 千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成29年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 沼緑町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東二丁目、大字沼の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目、御開四丁目・五丁目の各一部及び御開一丁目、本城四丁目
福岡市	早良区 飯倉七丁目の一部 西区 愛宕二丁目の一部
大牟田市	大字手鎌・大字唐船の各一部
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字弓削田・大字猪国・大字伊加利・大字伊田・大字川宮の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・三沢の各一部
春日市	千歳町、光町、宝町

古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口の各一部
新宮町	三代の一部
香春町	大字鏡山の一部
添田町	大字添田の一部
糸田町	宮川二・上糸田・中糸田・打越・下糸田の各一部
大任町	大行事・今任原の各一部
赤村	大字赤の一部
みやこ町	生立、谷口、八ツ溝、本庄、節丸・光富・上原・吉岡・綾野の各一部
上毛町	大字安雲・尻高・緒方・矢方の各一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 沼緑町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東二丁目、大字沼の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目、御開四丁目・五丁目の各一部及び御開一丁目、本城四丁目
福岡市	早良区 飯倉七丁目の一部 西区 愛宕二丁目の一部
大牟田市	大字手鎌・大字唐船の各一部
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字弓削田・大字猪国・大字伊加利・大字伊田・大字川宮の各一部
柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生
大川市	一木・津・小保の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部

小郡市	横隈・三沢の各一部
春日市	千歳町、光町、宝町
古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口の各一部
みやま市	瀬高町下庄の一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山の一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	宮川二・上糸田・中糸田・打越・下糸田の各一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	生立、谷口、八ツ溝、本庄、節丸・光富・上原・吉岡・綾野の各一部
築上郡上毛町	大字安雲・尻高・緒方・矢方の各一部

公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
内田 清喜	三潁郡大木町大字笹淵96番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の

定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
山門郡三橋・瀬高土地改良区	平成30年2月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量 2級基準点測量 2点
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町・岡垣町	平成30年2月10日から 平成30年3月30日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成30年3月2日から同年3月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

福岡広域都市計画道路3・4・10-2号宗像福岡線の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域
宗像市平井一丁目及び平井二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
宗像市都市建設部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市西蒲池字枝光田155番1、157番1、157番3、160番1、164番1、166番1、168番1、171番1、173番1及び183番22から183番28まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田 久男

公安委員会

福岡県公安委員会告示第49号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成30年3月2日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
(1) 雑踏警備業務1級

(2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成30年6月6日(水)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成30年6月5日(火)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成30年5月14日（月）から同年5月16日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 1級の検定申請者
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(5) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (1) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (2) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第55号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成30年4月27日（金） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第56号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年3月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年4月10日（火） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

平成29年4月18日(水) 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成29年4月27日(金) 午後1時30分～午後4時30分	行橋市行事三丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第57号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年3月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
-----	-----	------	--------

平成30年5月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成30年5月17日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年5月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会規則第2号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年3月2日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県博多警察署の部中

月隈交番	福岡市博多区月隈3丁目16番1号
板付交番	福岡市博多区板付2丁目5番7号

を

板付交番	福岡市博多区板付2丁目5番7号
月隈交番	福岡市博多区立花寺1丁目3番8号

に改め、同表福岡

県東警察署の部和白交番の項中「和白5丁目15番10号」を「和白丘2丁目11番4号」に改め、同表福岡県直方警察署の部下新入駐在所の項中「大字下新入1番地3」を「大字下新入91番地4」に改め、同表福岡県久留米警察署の部草野駐在所の項中「草野町草野341番地2」を「草野町矢作488番地1」に改め、同表福岡県筑後警察署の部明治橋交番の項中「明治橋交番」を「大川昇開橋交番」に、「大字向島1857番地」を「大字小保604番地2」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 福岡県直方警察署の部下新入駐在所の項及び福岡県久留米警察署の部草野駐在所の項の改正規定 平成30年3月2日
- (2) 別表第1 福岡県博多警察署の部及び福岡県東警察署の部和白交番の項の改正規定 平成30年3月9日
- (3) 別表第1 福岡県筑後警察署の部明治橋交番の項の改正規定 平成30年3月16日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第147号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成30年2月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-（4-フルオロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド及びその塩類
- (2) 化学名 N-（4-クロロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド及びその塩類
- (3) 化学名 N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類
- (4) 化学名 N-（2-メトキシベンジル）-N-メチル-1-（4-メチルフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- (5) 化学名 1-（3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成30年3月1日